

判例研究

手形の被偽造者が権利外観法理により振出責任を

免れないとされた事例

(広島地判平一〇(手ワ)第二二号、約束手形金請求事件、広島地判平一・三・二九 認容・確定)

今 泉 邦 子

【参照条文】 手形法七条・八条・七七条二項、民法一〇九条・一一〇条

【事実】

本件当時、A株式会社の社員Bは、いずれも同社の下請会社であるC株式会社と被告Y株式会社との間の融通手形の振出または交換を仲介していた。平成九年四月九日、Bからの依頼により、Yは額面合計金額一五〇〇万円満期同年八月三十一日の約束手形二通を、融通手形としてC宛に振り出し、同年八月二十七日に額面合計金額一三〇〇万円のD振出の約束手形を、Yが振り出した融通手形の決済資金の一部としてCから受け取った。YはD振出の手形につき割引を受け、決済資金をつくった。同年九月一日、自己の振り出した手形が割引されたことにDが不満を持っているため、額面一三〇〇万円の手形を見せ手形としてDへ貸して欲しい旨Bから依頼された。この依頼に応じて、Y株式会社代表者EはBの面前で、金額、振出日および支払期日欄のみ記入し、振出人欄にはYの記名印のみで代表者印を押捺せず、受取人欄白地の本件手形をBに交付

した。EはBに本件手形を交付後、記名印、代表者印を入れた印箱を施錠せず机に放置し、Bをその場に残したまま約三〇分間所用のため席を離れた。BはEが席を離れている間に、印箱からYの代表者印を取り出し本件手形に盗捺した。その後、本件手形はBを経てD、Cと移転し、Cが割引のためXへ譲渡した。この間に受取人欄はCと補充された。

【判旨】

「右認定事実によれば、……BがYの代表者印を盗用し、本件手形の振出を偽造したものであることが認められる。……真実と外観が異なる場合にも、本人に外観を作出したことに責むべき事由があり、そして相手方がそのような外観を真実と誤認することにつき十分の理由があるときは、本人をして外観に基づく責任を負担せしめるのが相当である。……本件についてみれば、……本件手形はBがY代表者印を盗用し、振出署名を偽造したものであるが、第三者であるXとすれば、権限のない者によつて押捺されたことを判別する方法は全く存しないのであり、他方、Y代表者は代表者印が捺印されると本件手形が有効に成立することを認識しながら、代表者印の存在について知っているBの手の届くところに代表者印を放置したまま、Bを残して席を離れており、その際にBが代表者印を盗用して本件手形の振出を偽造したというのであり、そうすると、本件手形が流通されるに至つたのは、代表者印の保管につき十分な注意を払わなかつたことに帰責事由がある……。したがつて、このような場合には、名義人であるYが本件手形上の責任を負わしめられてもやむを得ない……」。

さらに、次のような事実を認定して、Xが本件手形の取得に際して慎重な調査を行つたというべきであるとす。「本件手形が割引取得される以前にも、別のY振出の約束手形がBにより割引のためXに持ち込まれたことがあるが、その際にはYの取引銀行であるF銀行五日市支店に対しYの取引振り等について照会したり、情報収集により信用調査をし、その上で右手形が決済されたことがあつたこと、本件手形がCにより持ち込まれた際には、Xの手形割引担当者……が、手形要件の審査の他に、融通手形であるか否かの調査のため、C代表者から手形の原因関係が請負工事代金であることを聴取し、請負現場に赴いて裏付調査を行つたことが認められる。……さらに進んでYまたはYの取引銀行に対し本件手形が有効か否か照

会するなど、振出署名の真否を確認しなかったことが過失に当たるとすることはできない。……以上によれば、権利外觀理論により、Yは本件手形の振出責任を免れない……」。

【研究】判旨に一部反対。

一 本判決は、署名が偽造されたことにつき善意の取得者を、権利外觀法理で保護すべきであるとの態度を示した点で、注目に値する判決である。

手形行為は意思表示を要素とする法律行為の一種である以上、有効に成立するためには、当事者、目的および意思表示が存在し、それぞれ有効要件を備えていなければならない。さらに、手形行為の要式性の要請から、手形という証券の作成が必要不可欠であることは疑いがない。証券の交付行為も手形行為または手形債務もしくは手形債権の効力発生に必要であるかについては、創造説、発行説、修正発行説および契約説によつて見解が鋭く対立している。本判決が用いている権利外觀理論は、本来、契約説を前提として、証券を意思に基づいて作成したが何らかの事由により意思によらずに流通した手形の署名者に責任を負わせる理論であつた。権利外觀理論を認める立場は多く、またこの理論の適用範囲を交付欠缺の場面に限定せず、広く善意無重過失の第三者を保護するために、偽造、無権代理などの場面においても、用いられるべきであるとする見解もある。^(一)

判例は、手形小切手行為の実質的成立要件つまり法律行為としての成立要件および有効要件ならびに手形行為の第三者帰属要件が満たされていない場合、直接の相手方または第三者に対する手形行為の効力がどのようにあるべきと考へてきたであろうか。当事者に関する要件が満たされない場合についてみてみよう。

意思表示に関する要件が満たされない場合についてはどうであろうか。手形行為の要素に錯誤がある場合、最判昭和五四年九月六日民集三三卷五号六三〇頁は、民法九五条による意思表示の無効を悪意の第三者にも主張できるとしている。詐欺により手形行為がなされた場合、最判昭和二五年二月一〇日民集四卷二二三頁は、悪意の取得者に対する人的抗弁事由に

なるとしている。小切手行為の原因關係の目的が公序良俗違反である場合、最判昭和四六年四月九日民集二五卷三号二六四頁は、直接の相手方に対する關係で小切手債務が無効であるとしている。偽造すなわち機関方式により無権限者が手形を振り出した場合について、最判昭和四三年二月二四日民集二二卷一三三三三二頁は、手形行為の当事者間では表見代理の規定を類推できるとし、最判昭和三六年二月二日民集一五卷一一号二七五五頁は、転得者はその主觀の様態にかかわらず表見代理の規定により保護されるべき立場ではなく、単に無権代理人の直接の相手方が取得した権利を譲り受けるのみであるとした。偽造者の責任について、最判昭和四九年六月二八日民集二八卷五号六五五頁は、実質的には直接の相手方にある者に、手形法八条の類推適用により偽造者に対する責任追及を認め、最判昭和五五年九月五日民集三四卷五号六六七頁は、取得者が善意であれば手形法八条の類推によつて保護する旨判示している。

これらの最高裁判例のうち権利外觀理論による保護を手形所持人側が主張したものはない。また、善意の所持人を保護する理由について権利外觀理論によるものと明言したものもない。ただ、署名後に意思によらずに流通した手形の署名者の責任について、最判昭和四六年一月一六日民集二五卷八号一一七三頁の第二審判決である東京高判昭和四一年二月二八日理由⁽²⁾の文言から、権利外觀理論が適用されたことが読みとれるだけである。⁽³⁾

二 本件では、真正な署名ならば記名捺印でなされるべきところを、記名印は署名名義人たるY会社の代表者Eが自ら押捺したが、署名を完成させるために必要な代表者印を無権限者Bが押捺している。このような署名について、本判決は偽造と解している。Eは本件手形を見せ手形として使用させるつもりであつたのだから、賢明にも署名を完成させず有効な手形の外觀を作出することをあえて避けていたのである。Eは、記名をした段階において、証券を完成させる意思も、債務を負担する意思もなかつた。したがつて本件は、署名が署名者の意思に基づいてなされたが、意思によらずに証券が流通するという交付欠缺の事例ではなく、偽造と解すべきである。この点判旨に賛成である。

次に問題となるのは、偽造について善意の第三者を権利外觀理論で保護することが妥当かということである。この点については、偽造概念の定め方、表見代理規定を類推または拡張適用することの適否および類推または拡張適用する範囲におい

て異なる見解がある。⁽⁴⁾

確かに権利外観理論の出発点は、交付契約説を前提として、証券を署名者が意思に基づいて作成したが、その後署名者の意思によらずに証券が流通に置かれた場合の第三者保護の問題である。⁽⁵⁾そして、手形署名者は、証券の作成と交付契約によつて有効な手形債務を負担するという契約説が、交付契約の外観を有責的に惹起した者は善意無重過失の取得者に対して責任を負うとする権利外観理論を補助的に用いるとすれば、権利移転行為有因論でいうところの債務負担行為の要件と、署名者の手形上の責任が発生する要件とは、ほとんど変わりがない。ただ立証責任の分配が異なる可能性があるのみである。⁽⁶⁾また証券作成後の占有離脱の様態を加味して署名者の責任の成否を判断すべきであるとする権利外観説に対しては、署名が名義人本人のものであつても交付の様態に帰責事由が具備したことを裁判所が認定しなかり、交付契約欠缺の抗弁は物的抗弁となり、取引の安全を害する。これらの点が権利移転行為有因論から批判されているのである。⁽⁸⁾

しかし、権利移転行為有因論も、権利外観理論をあらゆる場合において排除しているわけではない。手形の偽造や無権代理のうちの一定の場合に権利外観理論を用いている。⁽⁹⁾また、契約説を前提とする権利外観説が、交付契約欠缺の場合には、手形に署名した者へその意思表示なしに手形上の責任を負わせることに矛盾があるとしても、不法行為責任として手形金相当の損害賠償責任を負担させることには矛盾はない。⁽¹⁰⁾したがつて、契約説を前提とした権利外観理論も、正当に理論上その存在を認められる余地がある。そして、さらにいうならば署名名義人に不法行為責任を追及するための法理としてこそ、権利外観理論が存在しうる理由があるように思われる。たとえば署名者甲が手形であることを認識しまたは認識しうべくして乙を受取人とする手形に署名したが、甲の意思によらずにその手形が流通に置かれたとしよう。手形が流通に置かれた原因は、甲の事務所へ侵入した丙が金庫を破つて盗んだことにあるとする。現在の所持人丁は手形が流通した経緯を知らず、甲の署名の印影が真正であることを知つての上でこの手形を取得したとする。この場合、権利外観理論によれば甲の責任が生じる理由を次のように説明することにならう。甲が真正な手形または交付契約の外観を作出したために、この外観を信頼して丁が証券を取得しており、丁に対して甲が手形金を支払わないとすれば取引の安全が害されるという説明である。この説

明を、不法行為理論を用いて説明するとすれば次のようになる。甲が真正な手形の外観を作出し、甲の過失および丙の故意により証券を流通させ交付契約の外観を作出したために、この外観を信頼して丁が証券を取得し甲に支払を求めたところ、甲が意思に基づく証券の交付がなかったことを理由に支払を拒絶したことにより、丁に損害が発生したという説明である。「丙の故意」という点を強調したい。証券作成後、署名者の意思によらずに証券が流通する場合、署名者以外の者の故意または過失が関与してこそ証券が流通するからである。善意の取得者に上記のような損害が生じるのは、署名者と証券を流通させた者が民法七一九条の共同不法行為を行ったからだと考えられないだろうか。甲としては、作成した証券が何者かによつて流通させられた場合には、善意の取得者に損害を与えかねないことを認識しつつ証券を作成しており、この作成行為と盗取者丙の行為があいまって、取得者丁に損害が発生しているからである。⁽¹¹⁾あるいは、甲と丙に意図的関与が存在しないが、両者の行為が一体となつて丁に損害を発生させているからである。取得者丁としては、だれが甲の意思に反して証券を流通させたかについてうかがい知るべくもないであろう。したがつて、取得者または被害者の保護という観点からすれば、丁の損害の発生に関して故意がある丙よりも、過失しかない甲の責任を追及できる方法が必要となる。ただし、共同不法行為一般の問題としては、設例の甲と丙程度の関連共同でもつて、甲または丙に危険共同体としての一体性と利益共同体としての一体性があるため減免責の主張ができないほど強い関連共同が認められ、特に甲に対して拡大された注意義務を課すことが正当といえるかという問題がある。⁽¹³⁾乙が甲の被用者であれば甲と乙を利益共同体および危険共同体であるとして、拡大された注意義務を甲が負うことも正当とされようが、乙がただの盗取者である場合、甲にそのような義務を課すことはやや酷ということになる。しかし、証券へ意思に基づいて署名をしたこと自体を債務または責任の根拠と解する立場が二段階創造説および権利外観理論から肯定されてきたことに鑑みると、⁽¹⁴⁾手形取引においては甲に拡大された注意義務を負わせることが当然と考えられているといえよう。また、民法の多数説は、民法一一〇条の表見代理による責任を本人が負う根拠つまり帰責性は不法行為責任の根拠とならないと解しており、⁽¹⁵⁾判例も同様であると分析されている。⁽¹⁶⁾そうだとすれば、権利外観理論に基づき設例の甲が責任を負う要件は、共同不法行為責任を課される場合の要件よりも緩和されていてよいと思

われる。確かに表見代理の場合は、相手方が保護されるための要件として正当事由または善意無過失があるのに対して、手形法における権利外観理論の場合は、第三者が保護されるための要件が善意無重過失とされているので、署名者の犠牲のもとの第三者の利益を図っている。しかし、表見代理の成立要件である正当事由の有無は、本人側の事情と相手方の事情を総合的に勘案して決せられるとも解されており、手形法における権利外観理論においても、本人と第三者双方の事情を勘案の結果、第三者の保護を図りうると考えられようか。この点については過失相殺により処理することも考えられる。

このように、権利外観理論に基づく甲の責任を乙による不法行為の代位責任として構成すべきと筆者が主張する理由は、「丙の故意」のほか、甲の損害にもある。設例において丙が証券を盗取したため、甲は当初予定した受取人である乙に対して、再度同額の手形を振り出すかまたは同額の金銭を支払わなくてはならない。盗取された手形により支払うべき金額が甲の損失となっているからである。この損失を甲は当然に乙に対して求償できると解する。もし二段階創造説における債務負担行為でいわゆる手形であることを認識しまたは認識しうべくして証券を作成した以上は甲の手形上の債務が成立すると解したならば、善意者丙に対する甲の支払は損害として観念されず、乙に対する甲の求償または損害賠償請求が認められないおそれがあるからである。

三 権利外観理論を一種の不法行為に由来する理論として位置づけることができるならば、本件においてYが責任を負ったことには理由がある。Bが証券を完成させていないとしても、代表者印の保管につき十分な注意を払わなかった点に帰責性があり、その結果、Dが故意に真正な手形の外観を作出しその証券を流通させることを容易にしたからである。他方Eに關して本判決は、以前Y振出の手形がCから割引のために持ち込まれた際にYの取引銀行に対して照会して右手形を決済した経緯があること、本件手形の手形要件を審査したこと、および本件手形が融通手形ではないことを譲渡人に確認したことから、十分に慎重な調査の上で本件手形を取得したとしている。本件手形が融通手形でないことをXが譲渡人に確認したことは、本件手形の支払の確実性について調査をしたということであり、Yの振出行為の成否または真偽に關する調査ではない。Xが本件手形の取得に關して、権利外観理論の適用に影響を及ぼす事実は、これらの事実ではない。よって、これらの

調査をしたことにより、Xが権利外観理論により保護される要件としての「無重過失」または「無過失」を満たしているとする判旨には反対する。切取線上の割り印がないこと、および印紙に消印がないことはどうなるだろうか。前者二つは、もちろん手形の有効性には影響をあたえない事実である。用心深い譲受人であれば、印紙に消印がないことから、融通手形など主債務者による支払が不確実な手形であると推測するようである。⁽²⁰⁾ そうだとすれば、権利外観理論によりXが保護されるか否かは、Xが本件手形について手形要件が整っていることを確認して取得したことをどのよう評価するにかかっている。手形の署名が偽造された場合、署名名義人がその手形による責任を負わないのが原則であるから、取得者は署名の真偽について署名名義人のために調査義務を負うとは考えられない。署名の真偽に関する調査は、取得者が自らの損害を回避するために行うものなのである。よって、すべての手形要件が商慣習に従って記載されている手形を取得したのであれば、Xは善意無過失と推定されてよい。この点は判旨に賛成である。

四 本件手形は受取人欄が白地のまま流通に置かれたが、流通の過程でCと補充された。Eとしては何人にも白地補充権を付与していないが、本件は白地の不当補充が問題にはならない。なぜなら、Eが交付しようとしていたのは、未完成手形ではなく、署名のない不完全手形だからである。

注

- (1) 田邊光政『最新手形法小切手法』七五―七七頁、八八―八九頁、一〇二―一〇三頁(中央経済社、二〇〇〇)。
- (2) 民集二五卷八号一一八一頁。
- (3) 最判昭和四六年一月一六日民集二五卷八号一一七三頁の松本正雄裁判官の意見が創造説であるので、本判決の多数意見が創造説によるものでないことだけは理解できるが、権利外観理論によったとは断言できない。
- (4) 今泉邦子「無権限者による手形行為と表見代理」三重大学法経論叢一三卷一号七八頁(一九九五)。
- (5) Ernst Jacobi, Wechsel und Scheckrecht, 1956, S. 35-143. 納富義光『手形法における基本理論』一八六頁(新青出版、一九九六)。

手形の被偽造者が権利外觀法理により振出責任を免れないとされた事例

- (6) 庄子良男『手形抗弁論』二二四―二二五頁、二二七頁(信山社、一九九八)。
- (7) 田邊・前掲注(1)『最新手形法小切手法』六九―七一頁。
- (8) 前田庸『手形法小切手法』五三頁(有斐閣、一九九九)、庄子・前掲注(6)二二―二三頁。
- (9) 庄子・前掲注(6)『手形抗弁論』二二六―二二九頁、鈴木竹雄「手形の変造・偽造」西原寛一「服部栄三」判例手形法小切手法 伊沢選曆記念』二二〇―二二二頁、前田・前掲注(8)『手形法小切手法』一六五―一六六頁。
- (10) 木内宜彦『手形法小切手法』五七頁(法学書院、一九八三)。
- (11) 潮見佳男『不法行為法』四一八頁(信山社、一九九九)。
- (12) 潮見・前掲注(11)『不法行為法』四二二頁。
- (13) 潮見・前掲注(11)『不法行為法』四二二頁。
- (14) 今井宏「手形行為と手形の交付」鈴木竹雄「大隅健一郎編『手形法小切手法講座』総論』一七頁(有斐閣、一九六八)。
- (15) 最判昭和三四年二月五日民集一三卷一號一六七頁。
- (16) 内田貴『民法Ⅰ総則・担保物権』一九六頁(東京大学出版会、二〇〇〇)。西山井依子「代理権ありと信じさせることと本人の過失の要否」別冊ジュリスト一三六民法判例百選Ⅰ総則・物権六五頁(一九九六)。ただし、長尾治助『表見代理論序説』五三頁(成文堂、一九七二)は、代理人による踰越権限に基づく表示がなされ相手方がそれに信賴して行為にでたときは、本人が代理人を監視する義務に違反したことすなわち過失に帰因することを推定できるとする。
- (17) 内田・前掲注(16)一八〇頁。
- (18) 於保不二雄編『注釈民法4 総則4』椿寿夫九九頁(有斐閣、一九六七)によれば、本人は表見代理人に対して、その被った損失または損害を不当利得または不法行為として請求できるとする。
- (19) たとえば、田邊光政『手形流通の法解釈』一九六頁(晃洋書房、一九八〇)が、署名者の意思によらないで証券が流通に置かれた場合に署名者の責任を認め、署名者が過失により流通に原因を与えたことを帰責原因としているのは、不法行為理論を前提としているにはかならない。小橋一郎『手形小切手法の基礎』七八頁(成文堂、一九九二)は、署名による外觀惹起行為という「事実行為」により、署名者が権利外觀理論に基づく責任を負うとする。なお、今井・前掲注(14)『手形法小切手法講座』総論』二二〇頁参照。ただし、河本一郎「有価証券におけるレヒツシャイン」『有価証券法研究』二二二頁(商事法務研究会、二〇〇〇)および喜多了祐「意思表示とその法外觀」『外觀優越の法理』三五九―四三三頁(千倉書房、一九七六)によれば、ヤコビは権利外觀理論を意思表示理論そのものとして考えていた。

- (20) 松尾総合法律事務所監修『手形取引の実務処理マニュアル』一〇四―一〇六頁、一二〇―一二三頁（日本実業出版社、一九九四）、高瀬武通『手形・小切手の実務常識』九六頁（実業之友社、一九九二）。

*なお、本件の判例評釈である庄子良男「判批」私法判例リマークス2000下二四―二七頁（二〇〇〇）は本稿脱稿後にしか接することができなかつたため参考にすることができなかつた。